

# 平成25年定例会

## 予算決算常任委員会健康福祉病院分科会

# 説明資料

頁数

### 《議案補充説明》

- 1 【議案第105号】【議案第115号】【議案第124号】  
平成25年度三重県一般会計補正予算について・・・1
- 2 【議案第116号】  
平成25年度三重県立<sup>こども</sup>小児心療センターあすなる学園  
事業特別会計補正予算について・・・4
- 3 【議案第111号】  
三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について・・・6
- 4 【議案第112号】  
災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案について・・・8

### 《所管事項説明》

- 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例  
に基づく報告について・・・10

平成25年6月18日

健康福祉部

## 1 平成25年度三重県一般会計補正予算について

今回の一般会計の補正予算にかかる健康福祉部関係分は、  
議案第105号「平成25年度三重県一般会計補正予算（第1号）」で  
10億8,175万3千円の増額  
議案第115号「同補正予算（第2号）」で  
2億1,832万2千円の減額  
議案第124号「同補正予算（第3号）」で  
5,141万8千円の増額  
となっています。

その内訳は次表のとおりであり、補正項目については2頁から3頁の表に整理しました。

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額 (第1号)	補正額 (第2号)	補正額 (第3号)	補正後の 予算額
第3款 民生費	98,340,386	1,081,753	△105,871	—	99,316,268
第4款 衛生費	21,327,711	—	△112,451	51,418	21,266,678
一般会計	119,668,097	1,081,753	△218,322	51,418	120,582,946

議案第105号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第1号） 項目一覧表

健康福祉部

(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	補正後の 予 算 額	説 明
《民生費》 災害救助事業費 医療施設耐震化臨時特例基金 積立金	827	1,081,753	1,082,580	国の平成24年度補正予算(第1号)による交付金を、医療施設の耐震化の整備を行う財源として、基金に積み立てることによる増
民 生 費 計	98,340,386	1,081,753	99,422,139	
衛 生 費 計	21,327,711	—	21,327,711	
合 計	119,668,097	1,081,753	120,749,850	

議案第115号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第2号） 項目一覧表

健康福祉部

(単位：千円)

項 目	補正前の額	補正額	補正後の 予 算 額	説 明
《民生費》 給与費 人件費	3,648,237	△ 105,871	3,542,366	給与関係条例案に基づく職員給与費の減
民 生 費 計	99,422,139	△ 105,871	99,316,268	
《衛生費》 給与費 人件費	3,296,334	△ 85,480	3,210,854	給与関係条例案に基づく職員給与費の減
小児心療センターあすなろ学園 諸費 小児心療センターあすなろ学園 諸費	241,011	△ 18,077	222,934	給与関係条例案に基づく職員給与費の減に伴う繰出金の減
病院事業会計支出金 病院事業会計負担金	2,970,148	△ 8,894	2,961,254	給与関係条例案に基づく職員給与費の減に伴う負担金の減
衛 生 費 計	21,327,711	△ 112,451	21,215,260	
合 計	120,749,850	△ 218,322	120,531,528	

議案第124号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第3号） 項目一覧表

健康福祉部

（単位：千円）

項目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	説明
民生費計	99,316,268	—	99,316,268	
《衛生費》 予防接種費 予防接種対策事業費	31,566	51,418	82,984	胎児に重篤な影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染を防止するため、風しんワクチンを接種する費用について、市町が助成する経費の一部を緊急的に補助することによる増
衛生費計	21,215,260	51,418	21,266,678	
合計	120,531,528	51,418	120,582,946	

【三重県風しんワクチン接種緊急補助制度の概要】

1 対象者

- ① 妊娠を予定または希望している女性
- ② 妊婦の夫及び妊婦と同居する家族  
(ただし、妊婦本人が風しん抗体陽性の場合は対象外)

2 補助対象及び補助金額

- ① 補助対象  
「1」の対象者について市町が助成する経費を対象として、市町に対して補助
- ② 補助金額  
補助率 1/2 (ただし、対象者一人当たり 2,500 円を上限)

3 実施期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日

【議案補充説明】議案第116号

## 2 平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業 特別会計補正予算について

議案第116号「平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）」については、次表のとおり、1,807万7千円の減額となっています。

(単位：千円)

項目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	説明
(歳入)				
分担金及び負担金	79,076		79,076	
使用料及び手数料	700,690		700,690	
繰入金	241,011	△ 18,077	222,934	一般会計繰入金の減
諸収入	6,138		6,138	
国庫支出金	7,900		7,900	
歳入合計	1,034,815	△ 18,077	1,016,738	
(歳出)				
人件費	724,250	△ 18,077	706,173	職員給与費の減
運営事業費	307,067		307,067	
医療支援事業費	3,498		3,498	
歳出合計	1,034,815	△ 18,077	1,016,738	



### 3 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案について

#### 1 改正理由

動物取扱業の更なる適正化等を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）が一部改正されたことを受け、第二種動物取扱業への立入検査等に係る規定を整備するものです。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 第二種動物取扱業への立入検査等に係る規定の追加

法改正により、これまで規制の対象外であった動物愛護団体の譲渡活動や公園での動物展示など、飼養施設を有する営利性のない動物の取扱いについても「第二種動物取扱業」として都道府県知事等への届出が義務付けられました。

第二種動物取扱業に対しても、ペットショップ、繁殖業、動物園など、従前の営利性のある「第一種動物取扱業」と同様に、地方自治体の動物愛護管理員等による立入検査等の規定が設けられたことから、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第 14 条に規定する動物愛護管理員<sup>※</sup>について、第二種動物取扱業への立入検査等に係る規定を追加するものです。

※ 動物愛護管理員とは、動物取扱業者、特定動物飼養者、飼い主等への立入検査等に係る事務を行う地方自治体職員であり、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者。

##### (2) 法改正に伴う引用条項の項ずれの整理

##### (3) 法改正に伴う文言等の修正

「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「ねこ」を「猫」に改めるなど

#### 3 施行期日

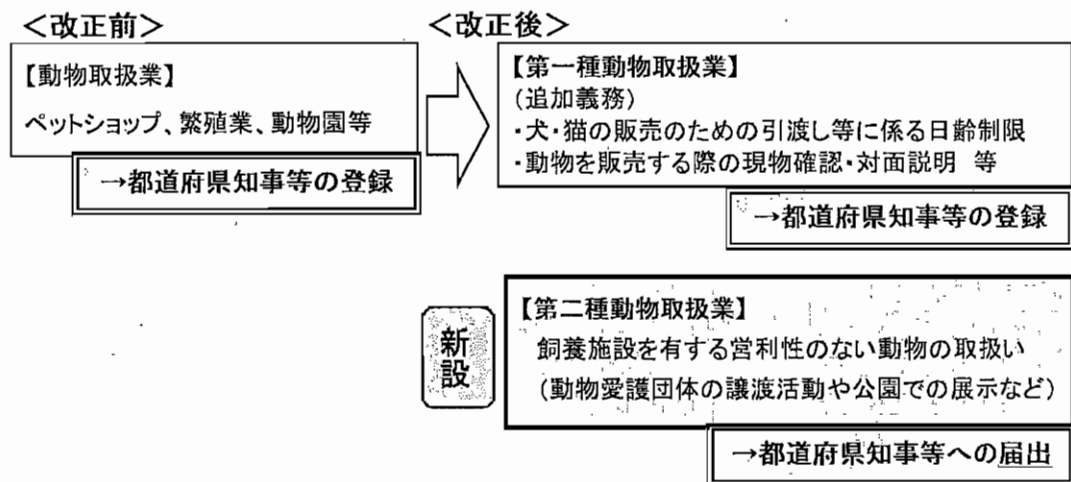
平成 25 年 9 月 1 日

【参考】動物の愛護及び管理に関する法律の主な改正内容  
(平成25年9月1日施行)

1 動物取扱業の適正化

ペットショップ、繁殖業、動物園など、従前の営利性のある動物取扱業は「第一種動物取扱業」となり、犬・猫の販売のための引渡し等に係る日齢制限、動物を販売する際の現物確認・対面説明等の義務が追加されました。

また、動物愛護団体の譲渡活動や公園での動物展示など、飼養施設を有する営利性のない動物の取扱いについても「第二種動物取扱業」として都道府県知事等への届出が義務付けられ、基準遵守、勧告・命令、地方自治体の動物愛護管理員等による立入検査等の規定が設けられました。



2 多頭飼育の適正化

多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態が、都道府県知事等による勧告・命令の対象に追加されました。

3 犬及び猫の引取り

所有者の責務に終生飼養に係る努力義務が追加されるとともに、都道府県等による犬及び猫の引取り義務について、終生飼養の原則に反する場合等には引取りが拒否できる旨が明記されました。

4 災害対応

災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加されました。

5 虐待の定義と罰則の強化

酷使、疾病の放置等の虐待の具体的事例が明記されるとともに、愛護動物の殺傷、虐待等についての罰則が強化されました。



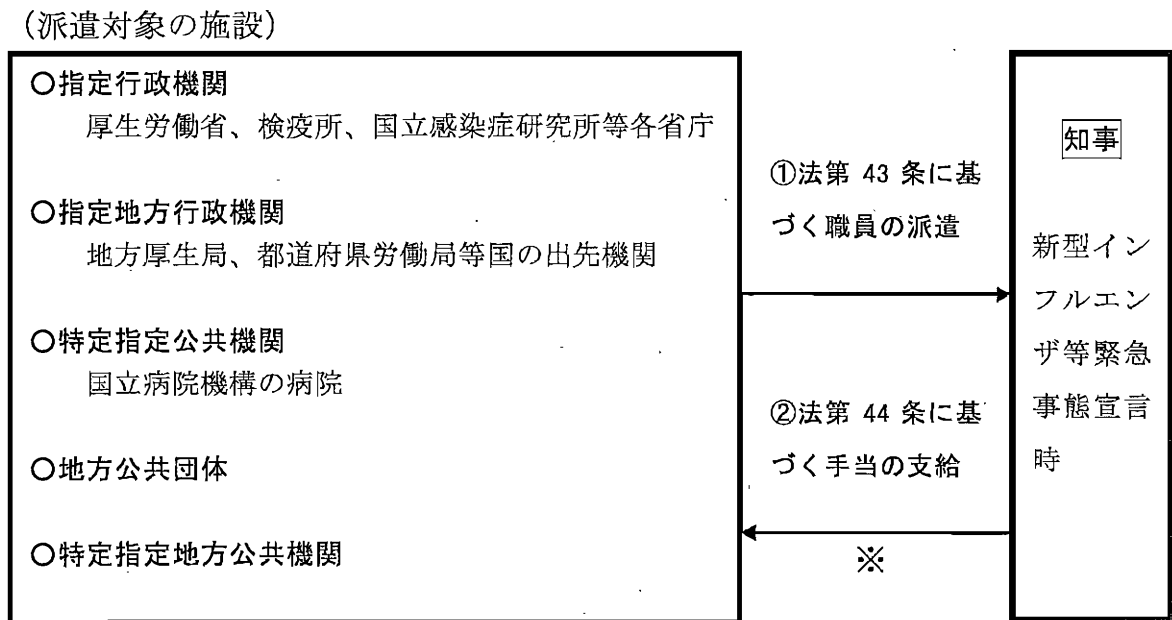
## 4 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案 について

### 1 制定理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）等の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に対し支給される新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関して、規定を整備するものです。

### 2 主な改正内容

（条例に規定する）災害派遣手当として、法第 43 条の規定に基づき派遣された指定行政機関等の職員に支給する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を追加します。



※ 県外からの派遣で住所地を離れて三重県内に滞在する場合に限る。

### 3 施行期日等

公布の日から施行します。

(参考条文) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (抜粋)

(職員の派遣義務)

第43条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）は、前条第1項の規定による要請又は地方自治法第252条の17第1項若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第44条 災害対策基本法第32条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

(参考条文) 災害対策基本法 (抜粋)

(職員の派遣義務)

第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応援対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

(参考条文) 災害派遣手当の支給に関する条例 (抜粋)

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣された職員が住所又は居所を離れて三重県の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給する。

【所管事項説明】

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

頁

(1) 予算に関する補助金等に係る資料

(条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料 . . . . . 11

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	三重県風しんワクチン接種緊急補助事業補助金	未定(市町)	51,418 (未定)	市町が助成する風しんワクチン接種費用の一部を補助する。	(目的・理由) 風しんワクチンの接種を促進し、公衆衛生の確保を図る。  (根拠) 三重県風しんワクチン接種緊急補助事業補助金交付要領(仮称)	シビル・ミニマムの確保 風しんワクチンの接種費用を助成することにより、ワクチンの接種を緊急に促進することで、妊婦への風しん感染の防止に寄与するものであり、公益性がある。	薬務感染症対策課	衛生費	公衆衛生費	予防費	予防接種費